

短期入所生活介護 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(介護予防) 短期入所生活介護 (横須賀市指定 第 1471900827 号)

当事業所はご利用者に対して、(介護予防) 短期入所生活介護のサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護（要支援）認定の結果「要介護」又は「要支援」と認定された方が対象となります。また、要介護（要支援）認定をまだ受けていない方でもサービス利用が可能な場合もありますので、地域包括支援センター等にご相談ください。

1. 法人の概要

- | | |
|------------------|-------------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 宗得会 |
| (2) 法人所在地 | 神奈川県横須賀市太田和 2 丁目 3 番 21 号 |
| (3) 電話番号 | 046-857-9598 Fax 046-857-9894 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 浅葉 宗利 |
| (5) 設立年月日 | 平成 7 年 2 月 13 日 |
| (6) 法人が行っている他の事業 | |
| [介護老人福祉施設] | 特別養護老人ホーム横須賀椿園 [横須賀市第 1471900603 号] |
| [通所介護] | 横須賀椿園ケアセンター [横須賀市第 1471900827 号] |
| [居宅介護支援] | つばき園居宅介護支援センター [横須賀市第 1471900082 号] |
| [認知症対応型共同生活介護] | グループホームつばき [横須賀市第 1471901734 号] |
| [認知症対応型通所介護] | デイサービスセンター椿 [横須賀市第 1491900104 号] |
| [第 1 号通所事業] | 横須賀椿園ケアセンター [横須賀市第 1471900827 号] |

2. 事業所の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護事業所 (横須賀市 1471900827 号)
指定年月日：平成 12 年 3 月 28 日
指定介護予防短期入所生活介護事業所
指定年月日：平成 18 年 4 月 1 日
※当事業所は特別養護老人ホーム横須賀椿園に併設されています。 |
| (2) 事業所の目的 | ご利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活をその人の自宅で営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身の機能の維持並びにご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします |
| (3) 施設の名称 | 横須賀椿園ケアセンター ((介護予防) 短期入所生活介護) |
| (4) 管理者氏名 | 本間 章浩 |
| (5) 事業所の運営方針 | ご利用者の意向を尊重して総合的にサービスが提供されるよう創意工夫することにより、ご利用者が個人の尊厳を保持しつつ、その有する能力に応じ自立した生活を地域において営むことができるよう支援します。 |

- (6) サービス開始日 平成 12 年 4 月 1 日
- (7) 通常の送迎の実施地域 介護保険分送迎（片道 184 単位）
横須賀市・葉山町・逗子市・三浦市・鎌倉市（その他の地域は要相談）
- (8) 営業日及び時間

営業日	年 中 無 休		
受付時間	8 : 30 ~ 17 : 30	営 業 時 間	24 時間営業

- (9) 利用定員 (介護予防) 短期入所生活介護 10 名
特別養護老人ホーム横須賀椿園に空床がある場合には、その定員の範囲内で（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。
- (10) 居室等の概要 (介護予防) 短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として個室または 2 人部屋です。また、居室の空き状況により 4 人部屋の場合もございますので、ご了承下さいませ。（ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室 数	1 階	2 階	備 考
個 室	8 室	2 室	6 室	全室冷暖房 空気清浄機付き部屋あり
多床室 (2 人部屋)	10 室	6 室	4 室	
多床室 (4 人部屋)	14 室	7 室	7 室	
合 計	32 室	15 室	17 室	
食 堂	2 室	1 室	1 室	
機能訓練室	1 室		1 室	
浴 室	4 室	2 室	2 室	一般浴・機械浴室 (寝たきり用・座位用)
医 務 室	1 室		1 室	
看 護 室	1 室		1 室	

※上記は、市が定める基準により、(介護予防) 短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約に特別にご負担頂く費用はございません。

☆居室の変更：ご利用者又はご契約者（ご家族）から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご契約者（ご家族）等と協議の上、決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（指定介護老人福祉施設と兼務です。）（令和 7 年 5 月 1 日）

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。（特養と兼務）

職 種	内訳・勤務形態
1. 管理者	1 名
2. 介護職員	28 名以上（特養と兼務）
3. 生活相談員	1 名以上（特養と兼務）

4. 看護職員	3 名以上（特養と兼務）
5. 機能訓練指導員（PT 含）	1 名以上（特養と兼務）
6. 介護支援専門員	1 名以上（特養と兼務）
7. 医師（内科）	1 名以上（兼務）
8. 管理栄養士	1 名以上（特養と兼務）
9. 事務員	1 名以上（特養と兼務）

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスには（1）（2）のサービスがあります。

- （1）利用料金が介護保険から給付されるサービス
（2）利用料金の全額をご契約者に負担いただくサービス

（1）サービスの概要

①食事

*当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）以下のとおりですが、行事等によって時間帯が異なる時もあります。

朝食 8：00～8：45 昼食 12：00～12：45 夕食 17：30～18：15

②入浴

*週 2 回の入浴又は清拭を随時行います。車椅子及び寝たきりの方でも特殊浴槽等を使用して入浴することができます。

③排泄

*排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

*機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な生活機能の回復又は維持をするための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

*寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。

*清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

（2）利用料金について

①介護給付対象サービス

別紙「横須賀椿園短期入所料金表」に基づく料金をお支払い下さい。

②介護給付対象外サービス

別紙「横須賀椿園短期入所料金表」に基づく料金をお支払い下さい。

（3）利用料金のお支払い方法

前記①②の料金は、利用日数に基づいて計算し、利用月の翌月 27 日に支払って頂きます。

ア. 窓口での現金支払（利用月の翌月末までにお支払いをお願い致します）

イ. 利用者又はその家族が指定した金融機関口座からの自動引き落とし（原則としては、毎月 27 日の自動引き落としとしてお願い致しております）

（4）利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、サービスを追加す

ることができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、横須賀椿園短期入所料金表に基づく料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等の健康状況によるキャンセルはこの限りではございません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所等の稼働状況により契約者の希望する期間にサービス提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

(5) 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。

※協力医療機関

・医療機関の名称：横須賀市立市民病院

所在地：横須賀市長坂 1-3-2

・医療機関の名称：サンライズファミリークリニック

所在地：横須賀市武 1-20-17 ライフコート横須賀クリニックビル 3F

5. 事故発生時の対応について

当事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族又は身元保証人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を整備いたします。

6. 事故等による損害補償について

当該事業所の提供する介護サービスにおいて、補償すべき事故が発生した場合は、損害補償の手続きを行います。（利用者に過失がある場合、または、天災等の不可抗力による場合等については、損害補償に負えない場合もあります。）当該事業所の加入している損害補償責任保険会社は下記のとおりです。

保険契約者：社会福祉法人 全国社会福祉協議会（全社協）

取扱代理店：㈱福祉保険サービス

引受保険会社：損保ジャパン（株）

電話番号：045-661-2626

7. サービス利用に当たっての留意事項

当事業所をご利用される皆様が、安全で安心して利用できるように、次の事項についてご留意いただきます。

①面会について

面会時間は 9：00～19：00 になります。また、感染症等の流行期には、面会を制限または中止させていただく場合がありますのでご了承下さい。その際は事前にご連絡いたします。

②持参品について

飲食物のお持ち込みの際は必ず職員へのお声掛けをお願い致します。

持参された食品による誤嚥や窒息に関しては施設では責任を負いかねます。

金品・貴重品・義歯等の自己管理における紛失や破損等に関しては施設では責任を負いかねます。

③ご利用者及びそのご家族は、ご利用者の心身の状況（発熱、高血圧、感染症など）に変化がみられた場合、又はその恐れがある場合は、速やかに事業所に連絡して頂き症状によってはご利用を控えて頂く場合もございます。（流行性の感染症については、同居のご家族が感染または疑いがある場

合においてもご利用についての相談をさせて頂くことがございます。)

④事業所の秩序、風紀を乱し安全衛生を害すること。

⑤故意に事業所もしくは物品に損害を与えること、又はこれを持ち出すこと。

⑥建物内は全て禁煙となっております。

⑦ご利用者は、事業所内の生活環境保全のため、清潔、整頓、その他の環境衛生の保持に協力して頂きます。

⑧次条で定める非常災害対策に可能な限り協力して頂きます。

以上のことに反する不信行為により、当サービスの利用を継続することが困難となった場合は、サービス利用を中断させて頂くこともございますのでご留意下さい。

8. 感染症・食中毒の予防・蔓延防止するための措置等について

当事業所は、感染症及び食中毒の予防・蔓延防止に関する指針を定め、感染症防止委員会を中心に、当施設の「感染症マニュアル」及び「高齢者介護施設における感染症対策防止マニュアル改訂版」に基づき、感染症または食中毒の発生予防、蔓延防止等を行います。また、必要に応じて保険所の助言、指導を求め、連携をしていきます。

なお、ご利用者又は同居のご家族が、感染症又は食中毒に罹患した場合又は罹患した恐れがある場合は、サービスのご利用ができない場合がございます。

9. 非常災害時の対応について

当事業所は、非常災害に関する具体的な災害対策計画書を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に介護従事者に周知するとともに、定期的（年2回以上）に避難、救出その他の必要な訓練を行います。

10. 秘密保持について

当事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。また、従業員であった者が退職後も、業務上知り得た利用者またはご家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

11. 緊急時等の対応について

当事業所は、介護サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに家族等並びに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

12. 虐待防止に関する事項について

- (1) 当事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、虐待を防止するための従業者に対する研修の実施、ご利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備及び、委員会を設置し虐待防止のために必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、サービス提供中に当該施設従業者又は養護者（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

13. 業務継続計画について

非常災害時や感染症の発生時において、ご利用者に対する生活介護の提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定し、必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 身体拘束及び苦情の受付について

- (1) 当事業所における身体拘束等のあり方について

当事業所は、利用者の身体拘束は行いません。万が一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族に利用者の「身体拘束に関する説明書及び同意書」に同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束を行うことができます。

- (2) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口：(担当者) 短期入所管理者 本間 章浩 TEL 046-857-9598

○受付時間：毎週月曜日～金曜日の 8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを玄関の受付窓口に設置しています。

- (3) 行政機関その他苦情受付機関

横須賀市役所民生局福祉こども部 介護保険課	所在地 横須賀市小川町 11 電話 046-822-8253 Fax 046-827-8845 受付時間 8：30～17：15 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係	所在地 横浜市西区楠町 27 番地 1 電話 045-329-3447 受付時間 8：30～17：15 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

15. ハラスメント対策の強化について

当事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するために、「男女雇用機会均等法」及び「労働施策総合推進法」に則り、ハラスメント対策指針を定めて、必要な措置を講じていきます。

16. 第三者による評価について

福祉サービス第三者評価事業による評価は、実施しておりません。

17. その他の事項

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとします。